



新津商工会議所

No.380-1 2018年2月20日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121 FAX:25-2332

*** 3月の主なスケジュール ***

開催日時	種別	内容
3月1(木)・2日(金) 5(月)・6日(火)	相談会	確定申告相談会 詳細は今月号をご覧ください。ご予約はお早めに!
3月22日(木) ・23日(金)	相談会	消費税申告相談会 詳細は今月号をご覧ください。ご予約はお早めに!
3月23日(金)	講演会	臨時議員総会講演会 詳細は今月号をご覧ください。

★★★ 講演会のご案内 ★★★

- 日 時：3月23日(金) 16:00~17:00
- 場 所：一楽ホール(新津本町2-7-10)
- テーマ：「地域活性化の秘策(仮)」
- 講 師：長岡大学 准教授 栗井英大氏
- 定 員：100名(定員になり次第締め切り)
- 聴講料：無 料
- 申込み：新津商工会議所 (TEL:0250-22-0121)



金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.81%~2.40%
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
・申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・見積書 (設備資金をお申込の場合)	・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★お申込み・お問い合わせ先★
日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

金融情報 経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.11% ※2018年 2月 9日現在
-------	---------	------------	---------------	----------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区：遠山、東・南部地区：近藤、西部地区：真野)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
3月 6日(火)・ 4月 3日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
3月13日(火)・ 4月10日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)まで
ご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

~小規模企業の経営者の皆様へ~
退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります!

- 掛金は、全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- 共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い
掛金は月額1,000円~70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで(TEL:0250-22-0121)

にいつ食の陣

**食を提供する会員の皆様へ
「にいつ食の陣2018」参加店募集を開始!**

【開催期間】4月28日(土・祝)～5月31日(木)
※当日座の開催はありません。
【参加費】会員：5,000円 非会員：12,000円
【募集締切】2月末日まで

※これまで食の陣へ参加していただいた飲食店等の会員事業所様には募集案内を郵送させて頂いております。

問い合わせ先：にいつ食の陣実行委員会(新津商工会議所内)
TEL:22-0121・FAX:25-2332

決算・消費税申告相談会

(事前に日時の予約をしてください。)

《 所得税 》○日 程：3月 1日(木)・ 2日(金)・ 5日(月)・ 6日(火)
《 消費税 》○日 程：3月22日(木)・23日(金)
○時 間：9:00～12:00/13:00～16:00
○会 場：新津商工会議所 3F

※所得税・消費税相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。

※わかるところは記入してきてください。

※所得税・消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。
ご了承ください。

※マイナンバー制度導入に伴い、申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピーをご用意下さい。
なお、扶養控除を受ける方がいる場合はマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。

※昨年の決算書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-TAX送信で提出した人などへは申告書・決算書が送付されなくなります。
予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

※税理士関与の方はご遠慮ください。

《 主 催 》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

**所得税確定申告医療費控除は
領収書の提出が不要となりました!**

★改正のポイント★

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のおしらせ」などです。)

※セルフメディケーション税制を適用する場合は“セルフメディケーション税制の明細書”の添付が必要になります。
(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

**平成30年2月1日から年金事務所に
おける窓口が一部変更になりました!**

新潟東年金事務所の厚生年金保険・健康保険・船員保険の「適用・徴収業務」を新潟西年金事務所に移管・集約しました。

これに伴い、新潟東年金事務所管轄でありました新潟市秋葉区内の事業所をはじめ、新潟市北区、東区、中央区(信濃川以東の地域)、江南区、南区、五泉市、東蒲原郡の事業所においても事業主の皆様の手続きやご照会などの窓口が新潟西年金事務所へ変更になりました。平成30年2月1日以降は、新潟西年金事務所へご照会ください。(新潟西年金事務所 代表電話 025-225-3008)

また、届書につきましては、日本年金機構 新潟事務センター(〒950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階)へ直接郵送をお願いします。

なお、年金相談及び国民年金に関する業務は引き続き、新潟東年金事務所および新潟西年金事務所で行っております。